に規定する書類」と、「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同条第二項中「取締役及び会計参与並びに支配人」とあるのは「理事及び経営管理委員並びに参事」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同条第三項及び第四項中「子会社」とあるのは「子法人等」と、同条第五項第二号中「会計監査人設置会社又はその子会社」とあるのは「水産業協同組合法第四十一条の二第三項に規定する会計監査人設置組合の理事、経営管理委員、監事若しくは参事その他の使用人又は当該会計監査人設置組合の子法人等」と、同項第三号中「子会社」とあるのは「子法人等」と、同法第三百九十七条第一項中「取締役」とあるのは「理事又は経営管理委員」と、同法第三百九十八条第一項中「第三百九十六条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第四十一条の二第三項」と、同法第三百九十九条第一項中「取締役」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

2　第三十九条の六（第九項第一号を除く。）の規定は、会計監査人の責任について準用する。この場合において、同条第四項第二号中「次のイからハまでに掲げる役員の区分に応じ、当該イからハまでに定める数」とあるのは「二」と、同条第九項第二号中「監事」とあるのは「監事又は会計監査人」と、「監査報告」とあるのは「監査報告又は会計監査報告」と、同条第十項中「他の役員」とあるのは「役員又は他の会計監査人」と読み替えるものとする。

第四十二条第一項、第二項及び第四項中「第三十四条の二第三項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同条第六項中「日から」を「日の」に改め、同条第八項中「第四十七条の三第二項及び第四十七条の四第二項」を「第四十七条の三第二項及び第四十七条の三第二項」に改める。

第四十二条の二の見出し中「役員」を「役員等」に改め、同条に次の二項を加える。

2　会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

3　会社法第三百三十七条及び第三百四十条第一項から第三項までの規定は、前項の一時会計監査人の職務を行うべき者について準用する。この場合において、同法第三百三十七条第三項第一号中「第四百三十五条第二項」とあるのは「水産業協同組合法第四十条第二項」と、同項第二号中「子会社」とあるのは「子法人等（水産業協同組合法第百二十二条第二項に規定する子法人等をいう。）」と読み替えるものとする。

第四十三条第一項中「第三十四条の二第三項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同条第二項中「第四十七条の六及び第四十七条の七」を「第四十七条の五及び第四十七条の六」に改める。

第四十四条の見出し中「役員」を「役員等」に改め、同条中「役員」の下に「又は会計監査人」を、「第三十九条の六第三項」の下に「（同法第四十一条の三第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第四十五条第二項中「議決」を「決議」に改める。

第四十七条を削る。

第四十七条の二を第四十七条とする。

第四十七条の三第二項中「第三十四条の二第三項の組合」及び「同条第三項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同条第四項中「第十一条の二第五項」を「第十一条の三第五項」に改め、同条を第四十七条の二とする。

第四十七条の四第一項及び第三項中「第三十四条の二第三項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同条を第四十七条の三とする。

第四十七条の五第二項中「議決」を「決議」に改め、同条を第四十七条の四とする。

第四十七条の六第四項中「議決」を「決議」に改め、同条第五項中「第四十七条の六第一項」を「第四十七条の五第一項」に、「第四十七条の六第二項」を「第四十七条の五第二項」に改め、同条を第四十七条の五とする。

第四十七条の七第一項中「あてれば」を「宛てれば」に改め、同条第三項中「到着した」を「到達した」に改め、同条を第四十七条の六とする。

第四十八条の見出し中「議決事項」を「決議事項」に改め、同条第一項中「議決」を「決議」に改め、同項第六号中「、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるもの並びに」を「又は計算書類及び」に改め、同項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　沿岸漁場管理規程の制定、変更及び廃止

第四十八条第五項中「議決」を「決議」に改める。

第四十九条第一項中「定める」を「定めのある」に改める。

第五十条中「議決を」を「決議を」に改める。

第五十条の三の見出し中「議決」を「決議」に改め、同条中「議決」を「決議」に、「第四十七条の五及び第四十七条の六」を「第四十七条の四及び第四十七条の五」に改める。

第五十一条の見出し中「議決」を「決議」に改め、同条中「議決」を「決議」に、「第四十二条の二」を「第四十二条の二第一項」に改める。

第五十一条の二第一項中「第十四条第二項若しくは第六項」を「第七十二条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）」に、「特定区画漁業権（同法第七条の特定区画漁業権をいう。以下この条において同じ。）又は共同漁業権（同法第六条第二項の共同漁業権をいう。以下この条及び第八十七条第九項」に、「議決」を「決議」に、「特定区画漁業権に係る同法第十一条に規定する地元地区（当該組合の地区である区域に限る。）又は当該共同漁業権に係る同条」を「団体漁業権に係る同法第六十二条第二項第一号へ」に、「特定区画漁業権又は共同漁業権」を「団体漁業権」に改め、同条第二項中「地元地区又は」を削り、同条第六項中「議決を」を「決議を」に改め、同項第一号中「特定区画漁業権若しくは共同漁業権又はこれら」を「団体漁業権又はこれ」に改め、同条第七項中「第四十七条の三から第四十七条の六まで」を「第四十七条の二から第四十七条の五まで」に、「第四十七条の六第一項」を「第四十七条の五第一項」に、「以下」を「第四項及び第七項において」に、「第四十七条の三第二項」を「第四十七条の二第二項」に、「第百条の五第三号」を「第百二条第三号」に、「議決又は」を「決議又は」に改め、「「議決」と、「決議又は選挙若しくは当選」とあるのは」を削る。

第五十二条第七項中「議決する」を「決議する」に改め、同条第八項中「河川」を「内水面」に、「又は養殖」を「、養殖又は増殖」に改め、「をする者」の下に「（漁業を営み、又はこれに従事する者を除く。）」を加え、「議決する」を「決議する」に改め、同条第九項中「議決した」を「決議した」に、「議決の」を「決議の」に、「三箇月」を「三月」に、「議決する」を「決議する」に、「議決を」を「決議を」に、「議決に」を「決議に」に改める。

第五十三条第一項を次のように改める。

出資組合が出資一口の金額の減少をする場合には、当該出資組合の債権者は、当該出資組合に対し、出資一口の金額の減少について異議を述べることができる。

第五十三条第二項中「出資組合は、前項の期間内に、債権者に対して」を「前項の場合には、当該出資組合は」に改め、同項ただし書中「一箇月」を「一月」に改め、同項第二号中「前項の財産目録及び貸借対照表」を「当該出資組合の計算書類」に改め、同条第三項中「第百二十一条第二項」を「第百二十六条の四第二項」に改める。

第五十四条の二第一項中「議決」を「決議」に改め、同条第二項中「議決」を「決議」に、「第十一条の四第二項」を「第十一条の五第二項」に改める。

第五十四条の三の見出し中「議決」を「決議」に改め、同条第一項中「第三十四条の二第三項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同条第二項及び第三項中「議決」を「決議」に改める。

第五十四条の四第一項中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に改め、同条第四項中「議決」を「決議」に改める。